

## 松本先生の学問と思想

稲垣良典

松本先生の哲学者としての業績は『「存在の論理学」研究』（初版1944年、第二版1967年）と『存在論の諸問題』（1967年）の二冊に収められており、神学から政治問題におよぶ多様な主題を論じた思想家としての発言は『世紀への展望』（1951年）と『神学と哲学の時代』（1968年）に記録されている。このほか先生の教師としての活動の一端を示すものとして二冊の教科書的著作『西洋哲学史（古代・中世）』（1948—51年）および『論理学』（1953年）がある。このほか、まだ単行本として刊行されていない論文、随想などをふくめても、先生の思索の広大な射程と思念の豊かさに比して、上のリストはきわめて寡作であるとの印象を与える。しかし、先生の学問的労作は先生自ら語っておられたように、百年後に読まれ、評価されることを期して執筆されたものであって、精密な設計図にもとづいて入念に仕上げられた一つの壮大な建築を思わせる構造を示しており、先生はこの後世に遺すべき一つの大作 *opus magnum* の完成のために必要にして十分な数の著作 *opera* をものされた、と見るべきではなからうか。

松本先生の学問と思想に関して第一に言うべきことは先生が卓越した体系的哲学者であったということである。しかも先生は自らの哲学体系を三十歳を過ぎる頃にはすでにその最終的な形において構築し、この体系はその後、補強や補完の作業を通じて成熟をとげることはあっても、体系の中核に触れるような転回ないし修正を被むることはなかった。それは、意識論的な観念論においては第一哲学の位置を占める論理学を、真の第一哲学たる存在論へと転化させようとする、経験論的実在論の立場から構想された体系であり、アリストテレスの範疇表を実体範疇、属性範疇、偶性範疇、適性範疇の四群

に整理・分類した上で、論理学の根本原理たる同一矛盾律（弁証法論理を形成）、理由律（演繹論理）、因果律（帰納論理）、目的律（価値論理）がそれら四つの存在領域にそれぞれ相応するものであることを示し（論理学の存在論化）、そのことによって存在のすべての領域を対象とする形而上学にその唯一の理論的基礎を提供しえた、と主張する。

この哲学体系はアリストテレス、トマス・アクィナス、ヘーゲルの諸体系に匹敵する規模を有するものといえる。私は哲学体系の「偉大さ」がいかなる規準にもとづいて判定されるべきかについて確言することはできないが、次にのべる理由からして松本先生の哲学体系がわれわれにとって真剣な学問的研究の対象として取り組むに値するものであることはたしかである。第一にわれわれの間で或る個人の名前を冠して「……哲学」として語られている哲学体系のほとんどすべてが、（松本先生の言葉を借りると）「存在の一領域のみに限局される体験をそのまま言語化して、こうした体験名辞をただちに存在の全領域に及ぼしたにすぎない」疑似体系にとどまるのにたいして、松本先生の体系は「存在の類比」にもとづき存在の名辞をもって構成された真の体系であり、その意味でたんなる体験の表明ではなく存在の記述としての哲学たりえている、とすることができよう、読みものとして好まれるのは前者であるかもしれないが、学問的研究の対象としてふさわしいのは後者である。

第二の理由は、この哲学体系は存在の類比にもとづいて四種の論理を統合することによって成立した、高度の論理性を有する包括的な体系であるが、けっして閉じられた体系ではなく、ソクラテス、プラトン、アリストテレス以来の真の哲学の伝統に従って、人間理性を超越するところの存在にたいして開かれている、ということである。異なった存在領域ないし論理を統合する連続の原理としての存在の類比は、この体系の終極においては、有限存在とその第一原因たる無限存在とを、その間の無限の次元格差を認めつつ関係づける、より高次の存在の類比へと変容せしめられる。このような存在の類比によってのみ、信仰によって受けいられる啓示の真理と人間理性による営為としての哲学とは統一へともたらされるのであり、こうした統一への志

向こそ先生の体系的な哲学的思索の根源的原動力だったのである。近世哲学においては神学と哲学との分離の帰結として、神を哲学的思索から除外する傾向が強まり、とくに西洋文化の基本的な精神的伝統への顧慮なしに近世哲学が導入されたわが国においては「神なしの哲学」はむしろ自明の理として受けいれられている。しかし、西洋哲学の基本的伝統にてらして見れば、それは致命的な欠落であり、松本先生の哲学体系はまさしく哲学の本道を示すものとして評価されるに値することを強調したい。

思想家としての先生の活動のなかで特筆すべきものは、何よりも第一に戦後の思想界で、わが国が明治の第一の開国において西洋文化を著しく皮相的で短絡的な思考にもとづいて取り入れ、基本的伝統を無視したことが戦争の悲劇を招いた根本原因であることを指摘し、第二の開国にあたっては西洋自体もそれから背き去りつつある、西洋文化の基本的な精神的伝統を豊かに継承することの必要性を強調されたことであろう。先生が中世哲学会の創設にかかわり、その発展において文字通り中心的な役割を担われたのも、御自身の学問的関心はいうまでもないこととして、こうした思想家としての見通しの下においてであった。

カトリック思想家（先生は1938年にハイチャーチ系の聖公会からカトリック教会へ迎え入れられた）としての松本先生の仕事のなかで第一に挙げるべきものは、教会論に関する一連の神学的論文、およびキリスト教と文化、倫理の問題をめぐる論考である。これらは発表機関がカトリック系出版物であったためか、その重要性に比してそれほど注目されていないように思われる。しかし、これらはいずれも本格的な神学的、文化・社会哲学的研究であり、半世紀を経ていささかもその意義を減じていない。また、天使について学問的に論ずることが珍しかった時代に書かれた天使論を主題とする二篇の論考はカトリック思想家としての松本先生の本領があますところなく発揮されたものであり、最近の天使論にたいする関心のたかまりを見るにつけ、先生の先見性にあらためて尊敬の念を覚える。

カトリック思想家としての先生の活動のもう一つの「前線」は、カトリシ

ズムがマルクシズムと対立する「世界観」ないし「イデオロギー」として語られていた戦後の時期に、マルクシズムとの対話を試み、その哲学的意義を適切に評価しつつ、これを理論的に克服する（おそらくは唯一の）道を示唆されたことである。先生は1966年に発表された「現代カトリシズムの思想的考察」のなかで「(マルクシズムの説く弁証法的唯物論は)その意図するところの客観的物自体的な実在弁証法ないし存在論的な実在法則性格にもかかわらず、なお観念論的な概念名辞とそのような思考法とで充満している。何時の日かわれわれはこのマルクシズム理論をこの歴史的制約から解放し、それを客観的物自体的な存在論の名辞で再構成してみたいと思う」と述べておられるが、この計画は公刊された論文の形では実現されなかったようである。今日なおわが国では哲学としてのマルクシズムをめぐる論議が松本先生の言われる「歴史的制約」の内部で続けられている状況にあるのを見るとき、先生がマルクシズム研究をまとまった形で公けにされなかったことが惜しまれてならない。

さいごに、多少とも先生を「<sup>コントローバシアル</sup>論争の的となる」人物たらしめた、カトリック思想家としての特色について一言しておきたい。先生はその信仰ないし神学的立場に関しては極めて厳格に正統的であり、「広義の」という保留をつけつつも「トミスト」であることを公言しておられたが、社会的、政治的問題に関しては「自然法の要求する社会正義のためにはキリスト教徒は進んでキリスト教からみて明らかに相容れない教説をいただく善意の人々とも全幅的に協力すべき」であるとの立場をとる「カトリック・レフティズム」にくみされていた。こうした、いわば神学的な超保守主義と社会的な急進主義との結びつきはジャック・マリタンにおいても見出されるものであるが、それはこんにち（しばしば誤解を招きやすい仕方）で語られる（カトリック教会内における）いわゆる保守・反動主義と革進・進歩主義との対立とはまったく異なった次元に属することはいうまでもない。ここではむしろ、先生が1963年初夏、モスクワのソ連哲学研究所からの帰途アメリカに立寄られたさい、わざわざハーバード大学内の宿舎に私を訪ねて下さり、その年の聖金曜日に発布

され、共産圏においても異常な衝撃を人々に与えたヨハネ二十三世の回勅「パオラム・イン・テリス地上の平和」こそ「マダナ・カルタカトリック・レフティズム」の大憲章である、と熱っぽく語って下さったことを想起して、松本先生の学問と思想を追頌するこの拙ない一文を閉じることにしたい。

付記。松本先生の哲学と思想についてというよりは、哲学者、思想家としての松本正夫の人柄ないしパーソナリティーについて語った優れた文章として『科学と存在論』（松本正夫先生古稀祝賀論文集・思索社、1980年）巻頭の沢田允茂教授による「まえがき」を参照されたい。なお拙文を補うものとして『三田評論』1967年12月号に掲載された『存在論の諸問題』の書評を参照していただければ幸いである。